

## 栗東市子ども・子育て会議について

## 1. 栗東市子ども・子育て会議設置の法的根拠及び理由

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更及び特定教育・保育施設などの利用定員の設定に関して意見を聴くなどのため、審議会その他合議制の機関を設置することが市町村の努力義務となっています。

このことから、子ども・子育て支援事業計画に子育て当事者や子ども・子育て支援事業者の意見を反映させ、本市における子ども・子育て施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすとの認識のもと、平成25年6月議会定例会において、栗東市子ども・子育て会議条例を制定し、本市の附属機関として、栗東市子ども・子育て会議を設置しました。

栗東市子ども・子育て会議条例は、別紙のとおりです。

## 2. 栗東市子ども・子育て会議の所掌事務について

栗東市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理します。具体的には、次のとおりです。

- 特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べること
- 子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べること
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること

## 3. 栗東市子ども・子育て会議の委員数及び委員構成について

国は「国の子ども・子育て会議の構成メンバーを参考にして、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、少なくとも教育・保育、子育て支援の3本柱を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者など幅広い関係者を集めるよう」示しています。

これに基づき、栗東市子ども・子育て会議の委員数は17人以内とし、また委員は、栗東市子ども・子育て会議条例第3条第2項各号に掲げる者のうちから、本日、市長が委員委嘱をさせていただき、幅広い分野から会議に参画いただきました（別紙、委員名簿参照）。

なお、本日委嘱させていただきました委員の任期は、平成27年3月31日までです。

## 4. 今後の日程について

子ども・子育て支援事業計画策定業務及び栗東市子ども・子育て会議に係る当面（平成25年度）の日程は別紙のとおりです。

なお、栗東市子ども・子育て会議は、今後次の内容により、平成25年度中に、2回開催する予定です。

- 第2回会議（平成25年9月下旬開催予定）：栗東市の現状について、ニーズ調査について 等
- 第3回会議（平成26年2月下旬開催予定）：ニーズ調査の結果について、事業計画について 等

※ 平成26年度については、4～5回開催する予定です。



## 栗東市子ども・子育て会議条例（抄）

## （設置）

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、栗東市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

## （組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- ⅰ) 法第6条に規定する子どもの保護者
- ⅱ) 事業主を代表する者
- ⅲ) 労働者を代表する者
- ⅳ) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ⅴ) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- ⅵ) 公募による市民
- ⅶ) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

## （会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、子ども・子育て支援に関する事務を所管する課に事務局を置く。

2 事務局は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 子ども・子育て支援法（抜粋）

## （定義）

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

## （市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## ○ 子ども・子育て支援法 第77条第1項関連（抜粋）

## （特定教育・保育施設の確認）

## 第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## （特定地域型保育事業者の確認）

## 第43条

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## ○ 栗東市子ども・子育て会議条例に係る子ども・子育て支援法用語解説

### 1. 特定教育・保育施設とは・・・

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設  
具体的には、幼稚園・保育所・幼児園などのこと。

### 2. 特定地域型保育事業とは・・・

市長が地域型保育給付費の支給に係る地域型保育として確認する事業  
具体的には、次の事業をいう。

- ・家庭的保育（定員5人以下：いわゆる「保育ママ」）
- ・小規模保育（定員6人以上19人以下）
- ・居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において実施）
- ・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

注）地域型保育事業については、原則、満3歳未満の就学前の子どもであつて、保護者の労働または疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難であるものが対象。

## 栗東市子ども・子育て会議の運営について（事務局案）

## 1. 会議の公開などについて

栗東市子ども・子育て会議は、原則として公開とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換などができなくなる議事などを行う場合
- (2) その他公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

## 2. 会議の傍聴などについて

傍聴人の定員は8人以内とする。なお、傍聴希望人数が定員を超えた場合、抽選を行う。

ただし、特に必要があると認められる場合は、会長が会議に諮り、別に定員を設けることができる。

会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## 3. 会議録要旨及び会議資料の公開などについて

会議終了後、事務局はすみやかに会議録要旨を作成する。

会議録要旨には、次に掲げる事項を記載し公開するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名および欠席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

ただし、次に掲げる事項については非公開とする。

- (1) 発言した委員及び事務局職員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推量されると認められる発言部分
- (3) 個人または団体などに関する情報であって、特定の個人などが認識されると認められる発言部分
- (4) その他公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる発言部分

会議資料は、公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められるものを除いて公開とする。

会議録要旨及び会議資料については、栗東市役所住民サロン（情報公開コーナー）および子育て応援課において閲覧に供するほか、栗東市ホームページに掲載する。

## 4. その他

上記のほか、運営に関し必要な事項は、栗東市子ども・子育て会議条例第8条に基づき、会長が会議に諮って定める。

## 子ども・子育て支援新制度について

## 1. 子ども・子育て関連3法について

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、より子どもを生み、育てやすい環境を整備し、子ども・子育てを社会全体で支えていく新しい制度が子ども・子育て支援新制度です。子ども・子育て関連3法は次のとおりです。

## ① 子ども・子育て支援法

幼稚園、保育所など通じた共通の給付（施設型給付）及び事業所内保育などへの給付（地域型保育給付）の創設、地域子ども・子育て支援事業の充実・法定化など。

## ② 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設とし、幼稚園と保育所で別々となっている認可・指導監督及び財源措置（施設型給付）を一本化。

## ③ 関係法律の整備等に関する法律

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法令について規定を整備。

※ 子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引上げによる恒久財源の確保（社会全体による費用負担）を前提としていることから、本格施行の時期については消費税率の引上げ時期を踏まえて検討され、最短で平成27年4月からの施行が予定されています。

## 2. 現行制度から新制度への主な変更点について

## ① 就学前の子どもに対する教育・保育などの給付が共通になります

市が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとなります。また、教育・保育などの給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、利用者の選択に基づく給付を実施します。

## （参考）保育の必要性の認定の流れ

- I. 幼児期の教育・保育を受けようとするときは、保護者は市に対し、子どもごとに給付を受ける資格を有すること及び区分についての認定を申請し、その認定を受けなければなりません。
- II. 市は、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもに該当すると認めるときは、子どもに係る保育必要量の認定を行います。
- III. 市は、支給認定を行ったときは、その結果（区分、保育必要量など）を保護者に通知します。（支給認定証の交付）。

## ② 地域子ども・子育て支援事業が法定化されます

子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業（13事業）が法定化されました。

このうち、放課後児童クラブ（学童保育）については、対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となることが法律上明確にされるとともに、設備及び運営に関し、国において省令で基準が設けられ、これを踏まえ、市において条例で基準を定めます。

## ③ 多様な子育て支援事業の利用を促進します

共働きなどで保育が必要な子どもだけでなく、家庭での子育てを中心にされている家庭への支援・事業（例：地域子育て支援拠点事業など）を促進します。



## 栗東市子ども・子育て支援事業計画について

## 1. 栗東市子ども・子育て支援事業計画について

市は、子ども・子育て支援法及び国の定める基本指針に即して、5年を一期とする栗東市子ども・子育て支援事業計画を、平成25年度及び26年度の2カ年で策定します。

なお、この計画は、国・県の子ども・子育て支援に関連する法令や計画をはじめ、第五次栗東市総合計画及び第2期栗東市地域福祉計画を上位計画として、関連の分野別計画との調和と整合を図り、また、現行の栗東市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況や課題分析・検証を整理したうえで策定します。

## 2. スケジュールについて

## ① 平成25年度

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用実態及び今後の利用意向（潜在ニーズを含む）を適確に把握し、事業計画に量の見込みが適切に設定できるよう、ニーズ調査を実施します。また、現行の子ども・子育て支援施策の現状把握・課題分析などを行います。

## ② 平成26年度

ニーズ調査の結果・分析、栗東市子ども・子育て会議の意見、パブリックコメント及び県への協議・調整などを踏まえ、計画を策定します。計画に定めるべき必須事項は以下のとおりです。

## (ア) 教育・保育提供区域の設定

(イ) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み

(ウ) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期

(エ) 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

なお、上記のほか、ワーク・ライフ・バランスなど子ども・子育て支援新制度に関連する施策との連携や児童相談所など県が行う施策や専門機関との連携（任意記載事項）についても、計画に定めることを検討します。

## ③ 平成27年4月～（予定）

事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施

## (ア) 子ども・子育て支援給付

## Ⅰ 子どものための現金給付

・児童手当（別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる）

## Ⅱ 子どものための教育・保育給付

・施設型給付（幼稚園・保育所など）

・地域型保育給付（事業所内保育・小規模保育など）

## (イ) 地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、延長保育事業、（病児）病後児保育事業、放課後児童クラブ（学童保育）、妊婦健診など13事業

※ 栗東市子ども・子育て支援事業計画は、栗東市子ども・子育て会議において幅広く意見を聴いたうえで策定します。また、計画策定後も、栗東市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議し、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割を担います。

## 幼稚園・保育園について

## 1. 幼稚園・保育園・幼児園の現状について

市内には現在、公立12、法人立6の園があります。

## 【公立保育園・幼稚園・幼児園】

	施設名	保育課程	開園時間	定員(人)	備考
1	金勝第1幼児園	短時間保育課程	8:30～14:00	175	
		中・長時間保育課程	7:30～18:30	65	
2	葉山幼児園	短時間保育課程	8:30～14:00	210	
		中・長時間保育課程	7:30～18:30	110	
3	葉山東幼児園	短時間保育課程	8:30～14:00	175	
		中・長時間保育課程	7:30～18:30	110	
4	治田西幼児園	短時間保育課程	8:30～14:00	315	
		中・長時間保育課程	7:30～18:30	170	*
5	治田東幼児園	短時間保育課程	8:30～14:00	210	
		中・長時間保育課程	7:30～18:30	110	
6	金勝第2保育園	中・長時間保育課程	7:30～18:30	120	*
7	治田保育園	中・長時間保育課程	7:30～18:30	150	*
8	大宝西保育園	中・長時間保育課程	7:30～18:30	80	
9	治田幼稚園	短時間保育課程	8:30～14:00	210	
10	大宝幼稚園	短時間保育課程	8:30～14:00	385	
11	大宝幼稚園分園	短時間保育課程	8:30～14:00	315	
12	大宝西幼稚園	短時間保育課程	8:30～14:00	210	

## 【法人立保育園】

	施設名	保育課程	開園時間	定員(人)	備考
13	こだま保育園	長時間保育課程	7:00～20:00	120	
14	グランマの家保育園	長時間保育課程	7:00～20:00	80	
15	こだまふれんど保育園	長時間保育課程	7:00～20:00	120	
16	治田西カリア第三保育園	長時間保育課程	7:00～19:30	120	
17	こだま乳児保育園	長時間保育課程	7:00～20:00	20	
18	大宝保育園	長時間保育課程	7:00～19:00	220	

## 2. 保育園・幼稚園の総合化

市は、園児や職員の交流、施設の相互活用、教育的観点からの幼児の教育・保育を一本化することにより、保育園と幼稚園の基本的な機能と目的を尊重しながら、すべての乳幼児が豊かな生活と発達を保障するため、平成15年度から保育園・幼稚園の総合化を進めています。

## 3. 民間活力の導入について

平成20年7月23日、栗東市立保育園等運営計画策定委員会からの「子どもたちにとってより良い方法で保育を保障する幅広い質の高いサービスに応じた保育園運営への取り組み」としての答申を受け、さらなる保育サービスの向上を目指し、民間活力導入に取り組んでおり、平成22年度から大宝保育園が法人化となりました。今後は上記一覧表の備考欄\*の園が法人化計画対象園となっています。

## 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業です。また、対象事業の範囲は子ども・子育て支援法に定められています（法定13事業）。

① 延長保育事業 担当課：幼児課

認可保育所において、通常の保育時間の前後に時間を延長して（11時間の開所時間を越えて）保育を行う事業です。

本市においては、法人立保育園全園（6園）において実施しています。

② 放課後児童クラブ（学童保育） 担当課：子育て応援課

保護者が就労などのため昼間家庭にいない小学生（本市においては、小学校1～3年生と要支援児童）に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ります。

子ども・子育て関連3法の公布により、児童福祉法が改正され、対象児童が「小学校に就学している児童」となることが明確にされるとともに、設備及び運営に関し、国において省令で基準が設けられ、これを踏まえ市において条例で基準を定める必要があります。

③ 子育て短期支援事業 担当課：子育て応援課

## ○ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います（原則として7日以内）。

## ○ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、児童福祉施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

※ 現在、本市において、上記の両事業は未実施です。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 担当課：健康増進課

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

⑤-① 養育支援訪問事業 担当課：健康増進課

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

⑤-② 要保護児童等に対する支援に資する事業 担当課：子育て応援課

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化を図るための研修（受講）等を行う事業です。

**⑥ 地域子育て支援拠点事業** **担当課：子育て応援課**

子育て中の親子に交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に関する相談・援助及び地域の子育て関連情報の提供などを行う事業です。

本市においては、公設公営2か所及び民設民営1か所の計3か所で事業を実施しています。

**⑦ 一時預かり事業** **担当課：幼児課**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

本市においては、法人立保育園3か所で事業を実施しています。

**⑧ 病児・病後児保育事業** **担当課：子育て応援課**

本市においては、病後児保育として事業を実施しています。

市内に在住の生後6ヶ月から小学校3年生までの就学園児や児童などが、病気の回復期にあり、集団で保育を受けることが困難な期間、病院に付設された専用スペースにおいて安静を確保し看護師などが一時的に保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を目的とする事業です。

**⑨ ファミリー・サポート・センター事業** **担当課：子育て応援課**

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。相互援助活動の例としては、子どもの預かり、送迎などあります。現在、本市において、事業は未実施です。

**⑩ 妊婦健診** **担当課：健康増進課**

母子保健法第13条に基づき、市町村が必要に応じて妊産婦などに対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨します。子ども・子育て関連3法の公布により、国において妊婦に対する健康診査についての望ましい基準が定められます。

**⑪ 利用者支援** **新規事業**

子どもや保護者が、幼稚園・保育園などでの学校教育・保育や、一時預かり、学童保育など地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。現在、横浜市が実施している「保育コンシェルジュ事業」が、この事業に相当します。

**⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業** **新規事業**

**⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業** **新規事業**

上記の新規2事業については、幼稚園・保育所などの運営を踏まえて、今後国において詳細が検討されます。

## 栗東市における地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）の現状

事業名	事業内容	次世代後期計画策定時の平成26年度目標量	平成24年度末の事業量	現状	課題	担当課
延長保育	認可保育所において、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行う。	8か所	6か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の法人立保育園全園において実施</li> <li>延長を含めた開所時間7時～20時（一部19時、19時30分。延長1～2時間）</li> <li>平成24年度年間延べ利用人数 10,559人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者ニーズは高いが、園によってばらつきがある</li> </ul>	幼児課
放課後児童クラブ	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に1～3年生十要支援の児童）に対し、放課後や学校が休みの際、適切な遊びと生活の場を与える。	12か所	11か所12クラブ (公設9か所10クラブ、民設2か所2クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の指定管理分の対象は1年生～3年生十要支援の4年生～6年生</li> <li>上記に関しては、希望者は全員入所（待機児童なし）</li> <li>公設学童保育料14,000円/月（減免あり）（保育料12,000円+おやつ・教材費2,000円）</li> <li>※上記とは別に延長保育料や夏休み加算などがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象が1年生～6年生となった時（平成27年度予定）の十分な施設の確保</li> <li>十分な指導員の確保</li> <li>保育料の問題</li> </ul>	子育て 応援課
子育て短期支援	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる。	事業の検討を進める	未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談があった場合は、滋賀県の中央子ども家庭相談センターに依頼している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単独での施設整備は難しい</li> <li>近隣市や県との連携の強化（近隣市の施設の利用）</li> </ul>	子育て 応援課
乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる	800件	640件	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関からのハイリスク妊産婦新生児連絡を受けての訪問が増加していることから、要支援母子への早期支援については、対応が充実してきている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待予防や要支援母子への早期支援として全戸訪問が望ましいが、ハイリスク妊産婦新生児連絡の件数が増加していることから、本事業についての方向性を整理する必要がある。</li> </ul>	健康 増進課
養育支援訪問	子育てに不安を持つ家庭や支援が必要な家庭に専門家が訪問し、相談などを行なう	事業の継続	実施（134件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の予防の観点からも養育者の支援を行う必要性があるが、養育者の近況や環境から支援が困難なケースが増加している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児支援訪問員が継続訪問しているが、養育者の課題、特に精神面（精神疾患など）の査定が必要となり、支援が高度化している</li> </ul>	健康 増進課
要保護・要支援 児童の支援	要保護児童の適切な保護を図るため、情報交換を行なう組織の設置や児童虐待に関する相談を行なう	拡大 (虐待防止ネットワーク組織1か所)	虐待防止ネットワーク 組織1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の支援については、関係機関と連携し、それぞれの機能を活用しながら行なっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職員の雇用形態や雇用期間の見直し</li> <li>専門職員のスキルアップ方法</li> </ul>	子育て 応援課
地域子育て支援拠点	親子の交流の場や遊び場の提供、子育て相談、子育て講座などを行なう	3か所	3か所 (公立2か所、民設1か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度は子育て講座が市の元気創造事業の1つとなっている（毎月開催）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の確保</li> <li>持続可能な子育てサークルの支援</li> </ul>	子育て 応援課
一時預かり	普段、家庭において児童を保育している保護者の事情により、一時的に認可保育所において保育を実施する	6か所	3か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人立3か所実施</li> <li>待機児童が発生している現状において、保育所入所までの一時的な保育としての利用も多く、待機児童対策としても活用されている。</li> <li>1時間あたり300円～800円（年齢により異なる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園側の受け入れ体制（施設面、職員配置面等）の事情もあり、定員超過の状況も発生している。</li> </ul>	幼児課
病児・病後児保育	栗東市では病後児保育事業として実施し、病後回復期にあり、集団保育を受けることが困難な児童を、専用施設で一時的に預かっている	2か所（施設型）	2か所（医療機関が実施） (市内1か所、草津市1か所と相互利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市と相互利用協定（認可保育所に通う児童限定）</li> <li>対象は概ね6か月～小学校3年生まで（栗東市民が栗東市の施設を利用する場合）</li> <li>利用料2,000円/日+おやつ代100円</li> <li>※減免あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異なった感染症の児童を受け入れるときの隔離方法</li> </ul>	子育て 応援課
ファミリーサポート センター	子育ての支援を受けたい人と行かない人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	事業の検討を進める	未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせがあった場合は、シルバー人材センターの事業を紹介（場合によっては他市の民間業者の事業を紹介）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では実施場所、人員を確保できない</li> </ul>	子育て 応援課
妊婦健診	妊娠中の妊婦及び胎児を対象に健康診断を実施する	事業の継続	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠届出時、母子健康手帳の発行とともに妊婦健診受診勧奨を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理上、健診結果についての報告が約2か月遅れとなってしまうため、受診機関からハイリスク妊婦についての連絡が入る体制づくりが必要</li> </ul>	健康 増進課